

平成27年3月

各 医療機関
医療費助成事務担当者 様

平成27年5月請求分から

心身障害者医療費請求書の一部負担金の記載は、原則として1円単位になります。（10円単位の記載受付の猶予期間は終了します。）

心身障害者医療費助成事業（以下「マル障」といいます。）における住民税課税者（公費負担者番号80136※※※）の方の一部負担金の記載については、平成21年5月請求分以降、診療報酬請求書等の記載要領に準じ、原則として1円単位（10円未満の端数を四捨五入する前の額）で記載することとしています。（ただし、医療保険の一部負担金額を10円単位で記載する場合（高齢者の入院等）や高額療養費の定額の限度額（12,000円等）を記載する場合は、公費も10円未満四捨五入）

これまで、医療機関等におけるレセプトコンピュータへの対応準備期間等を考慮し、当分の間の猶予期間として、10円単位（10円未満の端数を四捨五入した後の額）の記載も認めてきたところですが、この猶予期間は平成27年4月請求分までで終了とし、平成27年5月請求分以降は診療月にかかわらず原則として1円単位（10円未満の端数を四捨五入する前の額）の記載のみといたします。

ほとんどの医療機関において、すでにご対応いただいているところではありますが、改めてご確認いただきご対応のほどよろしく願いいたします。

※ 一部負担金の窓口徴収額は、従来通り10円未満四捨五入してください。

【記載例】

（障） 受給者証	負担者番号 受給者番号	保険者番号	受給者名	負担 割合	入院 外来	診療 日数	請求額	総点数	一部負担金 相当額	備考
80136※※※	9※※※※※	138※※※	東京 小太郎	2割 3割	入 外	2	12,012円	6,006点	6,006円	

（障） 受給者証	負担者番号 受給者番号	保険者番号	受給者名	負担 割合	入院 外来	診療 日数	請求額	総点数	一部負担金 相当額	備考
80136※※※	9※※※※※	138※※※	東京 小太郎	2割 3割	入 外	2	12,008円	6,006点	6,010円	

平成27年5月請求分からは、10円未満の端数処理はできません。